福祉医療費助成の手引き

この手引きは、鈴鹿市福祉医療費受給資格をお持ちの方向けの手引きです。
鈴鹿市福祉医療費受給資格は、こども医療費、一人親家庭等医療費、障がい者医療費があります。
各受給資格の対象や、認定を受けるための手続き方法については、下記のページをご覧ください。

目次

１　助成の方法について・・・2 ページ
├ A　三重県内の医療機関を受診したとき・・・2ページ
├ B　三重県外の医療機関を受診したとき・・・2ページ
└ C　補装具（コルセットや小児弱視の治療用眼鏡など）を作ったとき・・・3ページ

２　０～18 歳の方の助成方法（現物給付方式）について・・・4ページ
├ A　現物給付方式とその条件について・・・4ページ
├ B　現物給付方式についてのお願い・・・5ページ
└ C　現物給付方式についての Q&A・・・6ページ

３　後期高齢者医療制度に加入されている方の助成方法について・・・7ページ

４　助成額について・・・8ページ

５　保育所や学校でけがをした場合など災害共済給付を受けるとき・・・10 ページ

６　資格の更新について・・・10 ページ

７　各種届け出について・・・11 ページ

1　助成の方法について

福祉医療費受給資格をお持ちの方の助成方法は、三重県内の医療機関を受診したとき（下記A）、三重県外の医療機関を受診したとき（下記B）、そのほか補装具（コルセットや小児弱視等治療用眼鏡など）を作ったとき（下記C）などの方法があります。

後期高齢者医療制度に加入している方は、助成方法が異なりますので、7ページの「3　後期高齢者医療制度に加入されている方の助成方法について」をご覧ください。

A　三重県内の医療機関を受診したとき

健康保険証と一緒に、鈴鹿市福祉医療費受給資格証（以下、受給資格証）を窓口で提示し、医療費をお支払いください。診療月から2～3か月後に口座振込で助成します。また、「医療費助成交付決定通知書」を送付しますので、内容をご確認ください。

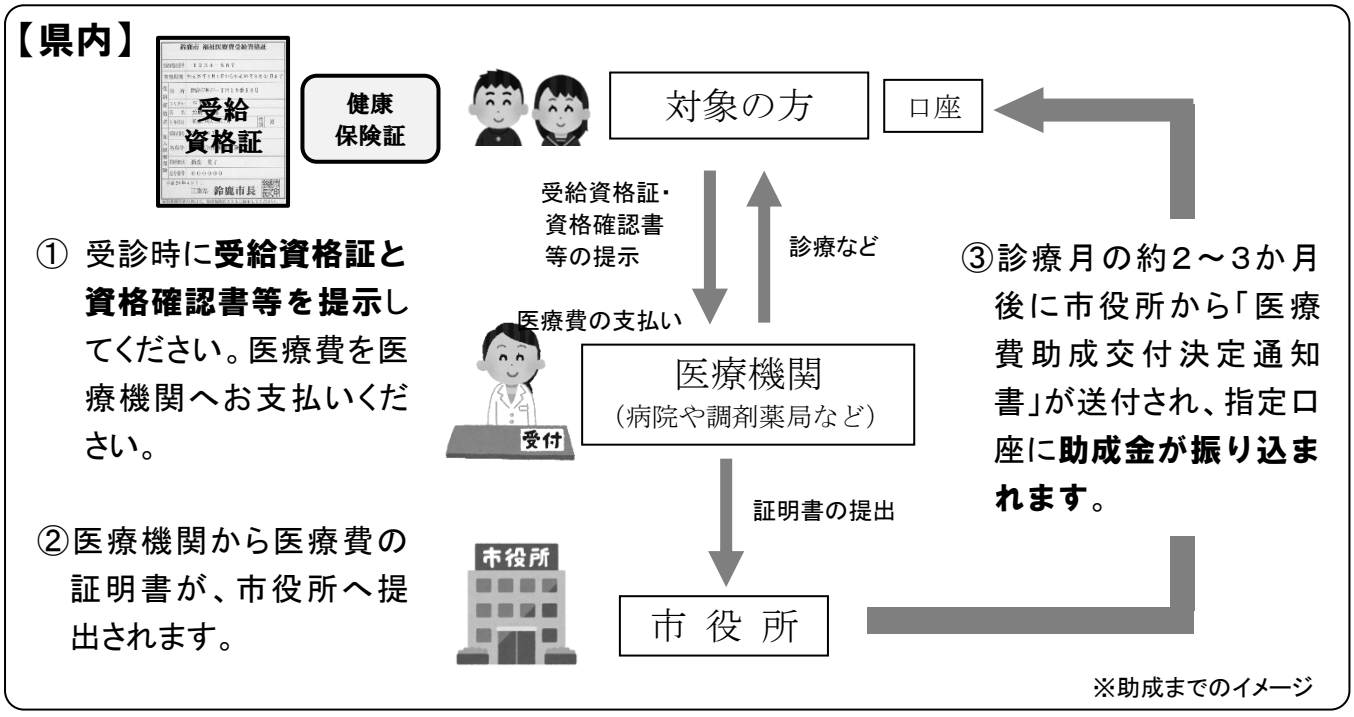

※助成までのイメージ

B　三重県外の医療機関を受診したとき

領収証（保険適用分の点数や金額がわかるもの）と受給資格証をご持参の上、福祉医療課または地区市民センターで手続きをしてください。

領収証は1か月分まとめて、診療月の翌月 10 日までに手続きをしてください。（11 日以降になると助成金の振込が遅れます。）

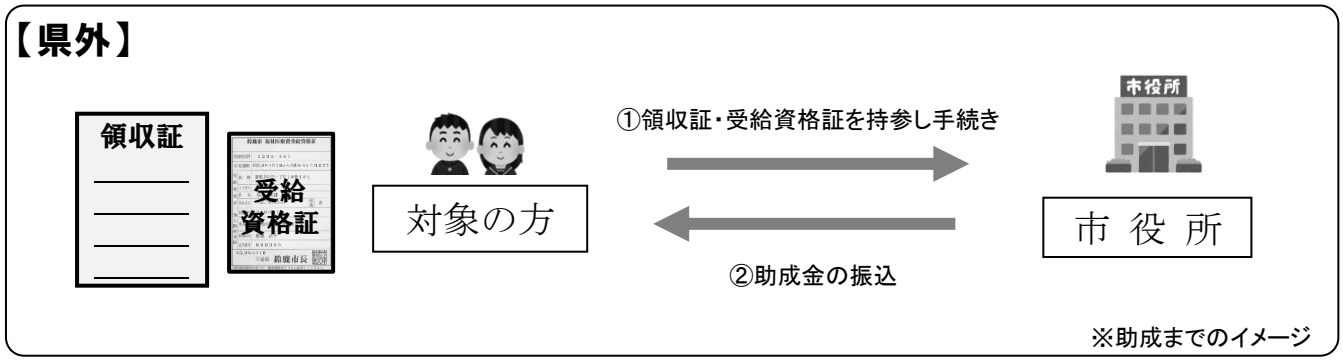

※助成までのイメージ

C　補装具（コルセットや小児弱視等治療用眼鏡など）を作ったとき

補装具を作ったときの費用は、保険適用となるものであれば、福祉医療費助成を受けることができます。

補装具は一旦全額（10 割分）を支払いますが、ご加入の健康保険組合などに申請をすることで負担割合に応じた給付金（以下、療養費という）が支給されます。療養費の支給申請方法については、ご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

まずは療養費の支給を受け、その後下記の＜必要なもの＞を福祉医療課または地区市民センターへご提出ください。

＜必要なもの＞
- 受給資格証
- 健康保険組合などが発行する、支給された療養費の金額がわかる書類（「療養費支給決定通知書」など）
- 補装具の領収証の写し
- 医師の意見書および装着証明書の写し／弱視等治療用眼鏡等作成指示書の写し

※補装具作成時に鈴鹿市国民健康保険に加入していた方は、上記の＜必要なもの＞を提出をしなくても福祉医療費助成を受けられます。ただし、療養費の支給申請は必要です。

※小児弱視等治療用眼鏡については、9歳未満の小児が対象です。また支給上限額が定められており、療養費支給や福祉医療費助成は上限額以内となります。

【補装具】

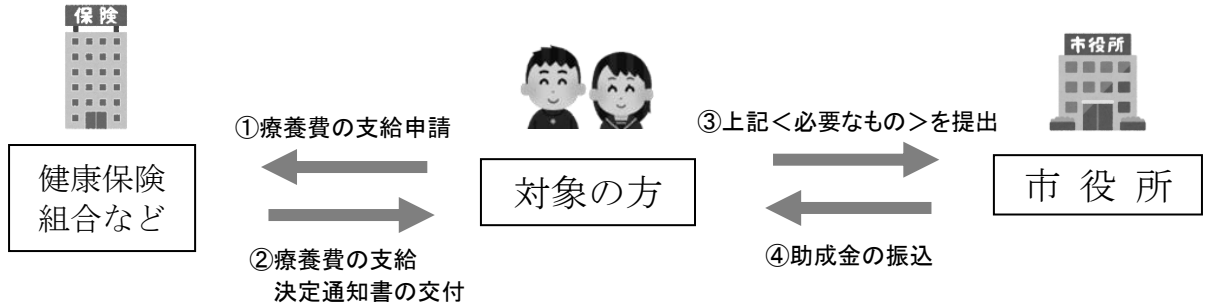

※助成までのイメージ

※福祉医療費助成を受ける手続きは、診療月から2年以内に行ってください。
2年を経過すると助成ができません。

※障がい者医療費受給資格証をお持ちの方のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の方は、通院分のみ助成対象となります。

2　0～18 歳の方の助成方法（現物給付方式）について

A　現物給付方式とその条件ついて

福祉医療費助成制度は、2ページからの「1　助成の方法について」のとおり、受診した医療機関で医療費を窓口負担し、約2～3か月後に口座振込で助成を受ける方式（償還払い方式）が基本ですが、 0歳から 18 歳到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）のこどもで一定条件を満たす場合は、窓口負担をせず、その場で助成を受けることができます（現物給付方式）。対象の方には、現物給付方式に対応した受給資格証（2色の証）を交付します。

【 償還払い方式 】

医療費（保険適用分）を窓口負担し、
約2～3か月後に助成を受ける方式

一旦窓口で負担 ⇒ 口座振込

【 現物給付方式 】

医療費（保険適用分）を窓口負担せず、
その場で助成を受ける方式

窓口負担なし

現物給付方式になるための一定条件（全ての条件を満たす必要があります）

- 鈴鹿市内在住の**0歳から 18 歳**到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）のこどもで鈴鹿市福祉医療費受給資格があること
- **三重県内の医療機関**（医科、歯科、調剤、訪問看護）での、保険適用となる医療費であること
  （県内であっても、現物給付方式に対応しているかを、受診の前に医療機関へご確認ください）
- 現物給付方式に対応した**受給資格証**と、資格確認書等を受診時に提示すること
  毎回、受診する度に提示が必要です
- 国民健康保険に加入している方で、入院や外来で高額な治療を受ける場合は、マイナンバーカード等により**限度額の適用**を受けること

※全ての条件を満たさない場合は、償還払い方式となります。

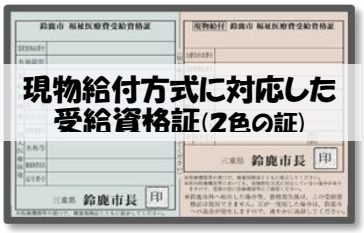

＋ マイナンバーカード等 → 提示 → 窓口負担なし

※その他、公費負担制度の受給者証などをお持ちの方は、併せて提示してください。

B　現物給付方式についてのお願い

転出すると受給資格証は使用できません

鈴鹿市外へ転出した場合、受給資格証は使用せず速やかに返還してください。転出後に使用した（現物給付方式で助成を受けた）場合、後日、鈴鹿市に返金していただくことになります。

医療機関の窓口にて現物給付方式に対応した受給資格証を提示すると、受給資格証表示の住所に変更がないか（鈴鹿市外へ転出していないか）の口頭確認がありますので、ご協力をお願いします。

すべての費用が無料になるわけではありません

健康診断や予防接種の費用、入院時の個室代など保険適用外の費用、食事の費用などは窓口負担が必要です。

そのような費用がある場合は、医療機関の窓口でお支払いください。

福祉医療費助成制度と他の給付制度を重複して受けることはできません

保育所でけがをした場合など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付を受ける場合は、福祉医療費助成を受けることはできません（両方の制度を受けることはできません）ので、医療機関の窓口で医療費をお支払いください。

もし現物給付方式または償還払い方式で福祉医療費助成を受けた場合は、後日、鈴鹿市に返金していただくことになります。

医療費が高額になると、加入する健康保険組合など（以下、保険者という）へ申請することで、高額療養費や附加給付金など（以下、給付金という）が支給される場合があります。**現物給付方式で助成を受けている場合は、本人（保護者）に代わって鈴鹿市が保険者から給付金を受け取ることになります**。その場合は、本人（保護者）の委任状などが必要となりますので、鈴鹿市へ書類を提出していただくことになります。

保険者によっては、自動的に給付金が給与などと一緒に支給される場合があります。その場合は、本人（保護者）から鈴鹿市へ給付金相当額を返金していただくことになります。

C　現物給付方式についての Q&A

Q１．現物給付方式で助成を受ける場合は、全ての費用が無料になりますか？

Ａ１．保険適用となる医療費は、窓口負担はありません。
ただし、健康診断や予防接種、入院時の個室代など保険適用外の費用、食事の費用などは窓口負担が必要です。

Q２．三重県内の医療機関を受診した時に、現物給付方式に対応した受給資格証を提示できなかった（忘れた）場合はどうなりますか？

Ａ２．医療機関へ医療費をお支払いください。 後日、受給資格証を医療機関へ提示していただくことで、償還払い方式で助成します。

Q３．現物給付方式で入院や外来で高額な治療を受けるにはどうすればいいですか？

Ａ３．加入している保険によって異なります。被用者保険（会社の保険）をお使いの方は、受給資格証の提示のみで現物給付方式が適応されます。
国民健康保険をお使いの方は、入院の場合は必ず受給資格証と一緒にマイナンバーカード等を提示し、限度額の適用を受けてください。また、外来で自己負担が高額（24,600 円以上）になる場合も同様です。

Q４．三重県外の病院で発行された処方せんで、三重県内の薬局で薬を受け取る場合、薬代はどうなりますか？

Ａ４．三重県外の病院を受診し現物給付を受けられなかった場合でも、薬局が三重県内であれば現物給付の対象となります。
反対に、三重県内の病院を受診し現物給付を受けた場合でも、薬局が三重県外の場合は現物給付の対象とはなりません。

3　後期高齢者医療制度に加入されている方の助成方法について

福祉医療費受給資格をお持ちで、後期高齢者医療制度に加入している方は、医療機関で資格確認書等を提示して受診することで、助成を受けることができます（受給資格証は必要ありません）。

医療機関受診時に保険証を窓口で提示し、医療費をお支払いください。診療月から5～6か月後に口座振込で助成します。

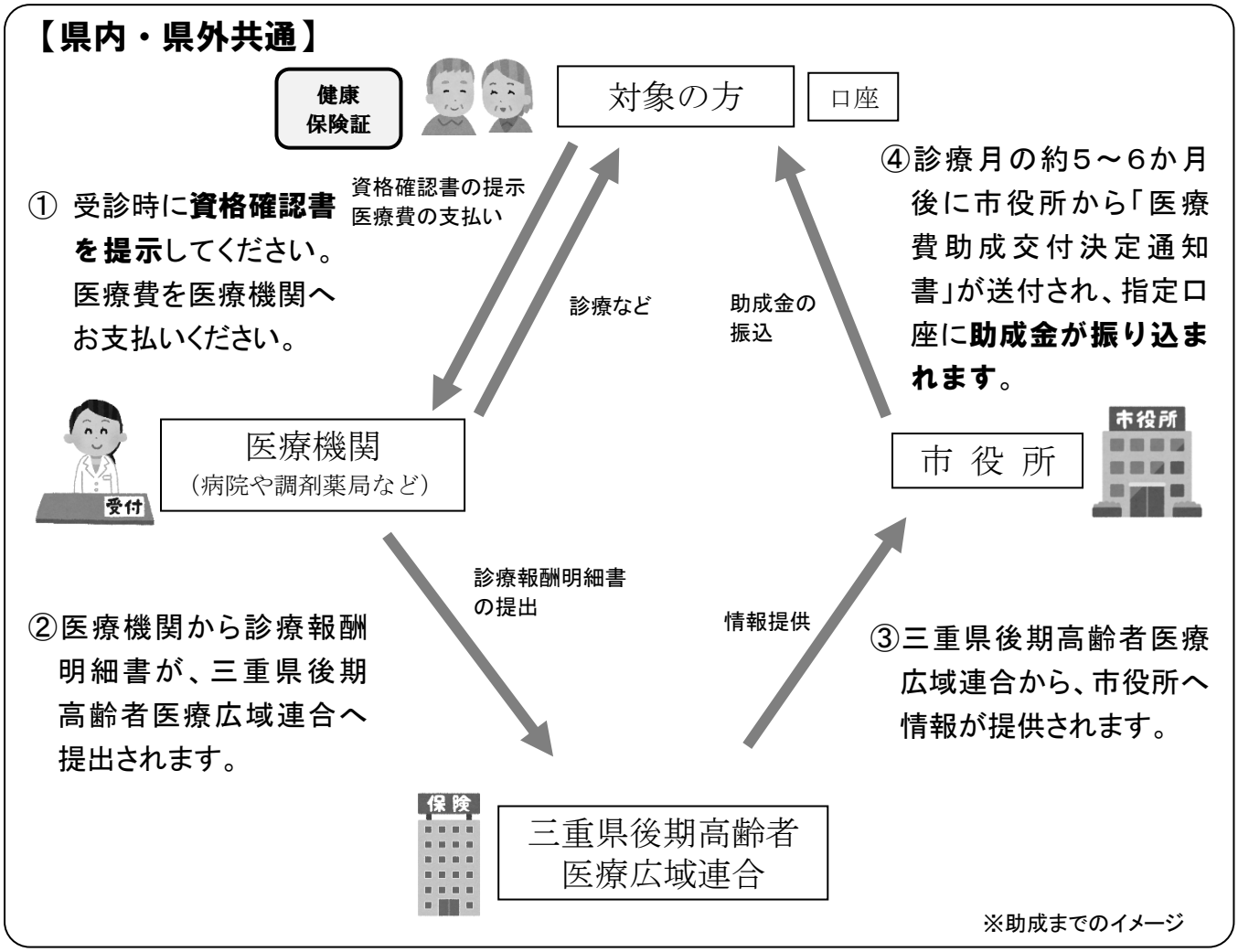

＜振込口座を変更するとき＞

振込口座を変更するときは、次のものをお持ちいただき手続きをしてください。

・預金通帳

・申請者の本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

４　助成額について

福祉医療費助成の助成額は、以下のとおり計算されます。

助成額　＝　支払った医療費（保険適用分）－ 差引額

計算単位について	一つの医療機関ごとに1か月単位で計算します。
助成の対象外となるものについて	助成の対象になるのは、保険適用となる医療費です。 保険適用とならない特殊薬、健康診断、予防接種、診断書などの文書代、入院時の食事療養費、差額ベッド代、住診の車代、薬の容器代などの費用は助成できません。 また、保険適用であっても、保育所や学校でけがをした場合など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付を受ける場合は、助成できません。
差引額について	健康保険組合などから家族療養附加金や高額療養費などの給付金が支給される場合は、その額が助成額から差し引かれます。 その場合、加入する健康保険組合などに別途支給申請手続きが必要な場合がありますので、詳しくは加入する健康保険組合などにお問い合わせください。
	○高額療養費について 医療機関に支払った自己負担額が、所得区分に応じた自己負担限度額を超えており支給の条件を満たしている場合、その差額が加入する健康保険組合などから高額療養費として支給されます。高額療養費として支給される金額は、福祉医療費の助成額から差し引かれます。 所得区分やその所得要件についてはご加入中の健康保険組合にお問い合わせください。 ○高額療養費に該当する場合の助成額 高額療養費は次の所得区分で計算を行います。 【70 歳未満の方】 所得区分が判明している方の場合　…　判明している所得区分 所得区分が不明の方の場合　…　一般区分（エ） 【70 歳以上～75 歳未満の方】 所得区分が判明している方の場合　…　判明している所得区分 所得区分が不明の方の場合　…　一般区分 【75 歳以上の方および 65 歳以上で後期高齢者医療制度にご加入の方】 後期高齢者医療制度に基づく所得区分 実際の所得区分と福祉医療費助成制度の所得区分との間に相違があり、福祉医療費助成金に過不足がある場合は、助成金の調整（助成金が不足している場合は不足分を支給し、助成金が多い場合は過剰分を返還いただきます。）を行いますので、次のものをお持ちの上、診療年月から２年以内に福祉医療課で手続きをしてください。

	① 福祉医療費受給資格証 ② 対象の方のマイナンバーカードまたは資格確認書等 ③ 対象の方の限度額適用認定証 または高額療養費の支給額がわかるもの（「高額療養費支給決定通知書」など） ※いずれもご加入の健康保険組合などから発行されます。 ※後期高齢者医療制度にご加入の方は、原則、福祉医療費助成金の計算が正しく行われるため、手続きの必要はありません。 ※助成金の支給は手続きから１～２か月後となりますので、あらかじめご了承ください。
端数の取り扱いについて	医療機関では、1回の受診ごとに医療費の端数1円単位を四捨五入した 10 円単位の金額が請求されます。一方助成額は、1か月の受診分をまとめて、端数1円単位の金額で算出します。 そのため、**医療機関の領収証の合計額と助成額に差額が発生することがあります**。
	○端数の取扱い例（１点＝10 円） ＜同一医療機関で２回受診した場合＞ 医療機関での負担額 １回目　403 点×10 円×３割負担＝1，209 円　→　四捨五入　1，210 円 ２回目　405 点×10 円×３割負担＝1，215 円　→　四捨五入　1，220 円 １か月分の負担額合計　2，430 円 福祉医療費助成制度の助成額 403 点＋405 点＝808 点（診療報酬明細書の請求点数） 808 点×10 円×３割負担＝2，424 円　助成額　2，424 円 この場合、医療機関での負担額と、福祉医療費助成制度の助成額とは６円の差額が発生することになります。

５　保育所や学校でけがをした場合など災害共済給付を受けるとき

学校や部活動でけがをした場合など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付を受ける場合は、福祉医療費助成を受けることはできません（両方の制度を重複して受けることはできません）。

もし重複して受けた場合は、後日、助成金を鈴鹿市に返金していただくことになります。

学校や部活動でけがをして医療機関を受診する場合は、医療機関窓口にてその旨を申し出ていただきますようお願いします。

６　資格の更新について

毎年９月１日付けで受給資格の更新を行います。保護者の方の所得額などの審査を行い、受給資格の更新ができる方には受給資格証を鈴鹿市からお送りします。

原則手続きは必要ありませんが、所得額・課税額を確認するため案内文書をお送りする場合があります。

＜児童扶養手当を受給されている方へ（一人親家庭等医療費受給資格をお持ちの方のみ）＞

児童扶養手当を受給されている方は、現況届の提出が必要です。現況届を提出された方に受給資格証を仮交付いたします。その後現況届が認定された方は引き続き受給資格証をご使用いただけます。

ただし、婚姻などで資格要件から外れた場合や、児童扶養手当が喪失・支給停止となった場合は、原因日の前日で福祉医療費資格が喪失します。喪失した場合は、受給資格証を返却してください。

＜後期高齢者医療制度に加入されている方へ＞

後期高齢者医療制度に加入されている方は、受給資格証の発行はありません。

資格が更新されたことをお知らせする、受給資格決定通知書を郵送します。

＜受給資格に該当しない場合＞

所得制限額を超えるなど、医療費助成の受給資格に該当しなかった方にはその旨を通知します。

7　各種届け出について

次のような場合は、できるだけ早く届け出をしてください。

＜こども医療費受給資格をお持ちの方＞

届け出項目	手続きに必要なもの
住所・氏名が変わったとき	・受給資格証　・申請者（父または母）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
健康保険情報が変わったとき	・お子様の新しい健康保険情報が確認できるもの（資格確認書等） ・受給資格証　・申請者（父または母）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
振込口座を変更するとき	・預金通帳　・受給資格証　・申請者（父または母）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
交通事故などの第三者行為による被害にあったとき	・受給資格証　・申請者（父または母）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
受給資格証をなくしたり、汚損したとき	・申請者（父または母）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ・汚損した場合はその受給資格証

＜一人親家庭等医療費受給資格をお持ちの方＞

届け出項目	手続きに必要なもの
住所・氏名が変わったとき	・受給資格証　・申請者（※）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
健康保険情報が変わったとき	・新しい健康保険の資格確認書等（対象者全ての方） ・受給資格証　・申請者（※）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
振込口座を変更するとき	・預金通帳　・受給資格証　・申請者（※）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
交通事故などの第三者行為による被害にあったとき	・受給資格証　・申請者（※）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
受給資格証をなくしたり、汚損したとき	・申請者（※）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ・汚損した場合はその受給資格証

※申請者：対象者である父または母

＜障がい者医療費受給資格をお持ちの方＞

※後期高齢者医療制度に加入されている方は、７ページをご覧ください

届け出項目	手続きに必要なもの
住所・氏名が変わったとき	・受給資格証　・申請者（※）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
健康保険情報が変わったとき	・新しい健康保険の情報が確認できるもの（資格確認書等） ・受給資格証　・申請者（※）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
振込口座を変更するとき	・預金通帳　・受給資格証　・申請者（※）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
交通事故などの第三者行為による被害にあったとき	・受給資格証　・申請者（※）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
受給資格証をなくしたり、汚損したとき	・申請者（※）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ・汚損した場合はその受給資格証

※申請者：対象者または保護者

【お問い合わせ先】
鈴鹿市　福祉医療課　福祉医療グループ
（市役所本館１階　③番窓口）
TEL:059-382-2788　FAX:059-382-9455
〒513-8701　鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市ウェブサイト　関連事項掲載アドレス
https://www.city.suzuka.lg.jp/fukushi/shien/1003269/index.html
トップページ>健康・福祉 >生活支援・社会福祉>医療費の助成
（ウェブサイト掲載用手引き　令和7年4月現在）